

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成 13 年岩手県告示第 684 号）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる
事務の種類	開示する内容	期間	場所	事務の種類	開示する内容	期間	場所
[略]				[略]			
毒物劇物取扱者試験	[略]			毒物劇物取扱者試験	[略]		
職業訓練指導員試験	[略]			登録販売者試験	〃	〃	〃
技能検定試験	[略]			職業訓練指導員試験	[略]		
改良普及員資格試験	総合得点、筆記試験の項目別得点及び口述試験の評価	〃	〃	技能検定試験	[略]		
農薬管理使用アドバイザー認定試験	[略]			農薬管理使用アドバイザー認定試験	[略]		
[略]				[略]			
採用候補者名簿記載者に対する採用面接考査（上級試験）（知事が実施するものに限る。）	[略]			採用候補者名簿記載者に対する採用面接考査（上級試験）（知事が実施するものに限る。）	[略]		
非常勤特別嘱託員選考試験	筆記試験及び面接試験の得点及び順位（不合格者に係るものに限	合否の通知の日から起算して1月間（筆記試験不合格者については、筆記試験合格発表の日	受験した地区の行政情報センター又は行政情報サブセンター（盛岡行政情報サブ				

	る。)	<u>の翌日から起</u>	<u>センターを除</u>				
		<u>算して1月</u>	<u>く。)</u>				
		<u>間)</u>					
期限付臨時職員採用試験	[略]	〃	〃	期限付臨時職員採用試験	[略]	<u>合否の通知の日から起算して1月間（筆記試験不合格者については、筆記試験合格発表の日の翌日から起算して1月間）</u>	<u>受験した地区の行政情報センター又は行政情報サブセンター（盛岡行政情報サブセンターを除く。)</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。